

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

滋賀労働局長登録教習機関〔滋第112号〕
登録有効期間満了日：令和11年3月30日

令和7年度 石綿作業主任者技能講習のご案内

平成17年7月より石綿障害予防規則が施行され、石綿を含む建築物の解体・改修工事につきましては、直接作業の指揮を行う特定化学物質等作業主任者を選任しなければならないこととなっていましたが、平成18年4月1日より労働安全衛生法が改正され、石綿作業主任者技能講習が新設されました。石綿作業主任者は、都道府県労働局長に登録をした機関が行う技能講習を修了した者でなければなりません。

1. 講習日時

日 程	講 習 会 場
令和8年2月19日（木）9：10～16：50	滋賀県建設会館
令和8年2月20日（金）9：40～16：25	大津市におの浜1丁目1-18

2. 受講資格 満18歳以上の者

3. 募集人数 80名（申込書原本の到着順の受付となります）

4. 受講料

区 分	会 員	非 会 員
時 間 数		10時間
受 講 料		12,848円
テキスト代	1,760円	2,310円
計	14,608円（税込）	15,158円（税込）

5. 提出書類

（1）申込書

所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真、デジタルカメラ写真等は不可）を貼付してください。

※石綿作業主任者技能講習については、実務経験の事業主証明は不要です。

（2）本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等、現住所が確認できるもの） 健康保険証は本人確認書類として認められません。

※申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます。

URL：https://yumeken.or.jp/kensaibou/#seminar_list

6. 申込時の注意事項

- (1) 受付は申込書原本の到着順となります。 申込書の提出は、下記窓口までお持ちいただき、郵送してください。会員の方は、(一社)滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。
- (2) 受講料は、講習10日前（営業日）までに窓口でお支払いいただくか、下記の口座までお振込みください。 一旦お振込みいただいた受講料は返金できませんので、申込の受付を確認の上、お支払いください。

振込口座	滋賀銀行本店 普通預金 755278
名 義	建設業労働災害防止協会滋賀県支部

- (3) 申込受付は、講習開始10日前（営業日）若しくは定員になり次第締め切ります。
- (4) 申込書への記入は、必ずボールペンをご使用ください。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないでください。訂正する場合は、修正テープ等は使用せず、訂正箇所に二重線を引き、空欄に正しく記入してください。

7. 申込書の提出及びお問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

8. 遅刻等の取扱い及び注意事項

- (1)原則、遅刻は認めません。やむを得ず遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2)講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。
- (3)20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (4)公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (5)二日間の全科目を受講していないと修了筆記試験の受験資格はなくなり、修了証も交付いたしませんのでご注意下さい。
- (6)受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

[参考]

■CPDS・CPD 証明

CPDS（全国土木施工管理技士会連合会）・CPD（日本建築士会連合会及び建設業振興基金のみ）受講証明書の発行を希望される方は技能講習申込書の上部余白に CPDS 又は CPD (CPDのみ番号を記載) と記入してください。

※CPDについては講習日の2週間前までに申込者がいなければ、プログラム認定の申請を行いません。

■建設労働者確保育成助成金（経費助成・賃金助成）について

詳細につきましては、下記をご参照下さい。

- 助成金制度の詳細な内容について⇒厚生労働省のHP [<https://www.mhlw.go.jp/>]
- 助成金の申し込みについて⇒<https://yumeken.or.jp/kensaibou/subsidy/>